

市外から転入された方へ（ご案内）

R1.8.13 作成

神戸市外から転入される場合は、「転出証明書」と運転免許証（住所は旧住所地）等、ご本人を確認できるものと印鑑をお持ちになり、お住まいの区役所市民課で手続きをしてください。なお、外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書も必ずお持ちください。

転入届を提出された後、その世帯の方が下記の制度に該当されましたら、それぞれの窓口で手続きをしていただきますようお願いいたします。詳細は、それぞれの窓口でおたずね下さい。

＜区役所総務部・保健福祉部、北須磨支所市民課・保健福祉課、行財政局税務部固定資産税課＞

| 制 度 | 内 容 | 窓 口 |
|----------------------------|--|---------------------|
| 印 鑑 登 録 | 前住所地での登録は無効になっています。必要に応じて新たに登録してください。 | 市 民 課 |
| コンビニ交付 | 個人番号カードをお持ちの方は、住民票や印鑑登録証明書をコンビニ等に設置されているマルチコピー機でお得にお取りいただけます。 （※15歳未満の方は事前登録が必要です。） | |
| 通知カード | 通知カードをお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。 | |
| 個人番号カード 又は 住民基本台帳カード | 転入前に発行されたカードは、転入届をしてから90日以内にカードをお持ちになり、継続利用の手続き（暗証番号の入力が必要です）をしていただきますと、引き続き利用することができます。カードの追記欄に新住所を記載します。 ※転入日から14日を過ぎて転入届を出した場合や、転出予定日から30日を過ぎて転入届をした場合はカードの継続利用はできません。 ※前住所で個人番号カードを申請していた場合、再度申請をしていただく必要があります。窓口でご相談ください。 | |
| 電子証明書 | 署名用は住所の変更により自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。 | |
| 在留カード又は 特別永住者証明書 | 外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書（旧：外国人登録証明書を含む）を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。 | |
| 国民健康保険 | 転入された時点で、何らかの健康保険に加入されていない方、あるいは加入できない方は、国民健康保険に加入していただく必要があります。この場合、病院にかかられている方は、必ず健康保険の内容が変わった旨、病院に連絡してください。保険料の納付義務者は世帯主となります。また、国民健康保険に関する文書は全て世帯主宛となります。満70歳以上75歳未満の方には、「高齢受給者証」を保険証と併せて郵送します。 | 国 保 年 金 係 |
| 国 民 年 金 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者（自営業者、学生など）、及び任意加入被保険者の方は、転入の手続きをしてください。 ・第3号被保険者の方（サラリーマンの妻など）は、転入の手続きは必要ありません。（配偶者の事業主を通じて住所変更届出をしてください。） | |
| | <p>満20歳～60歳までで、国民年金等の公的年金（厚生年金、共済年金・国民年金第3号被保険者等）に加入されていない方は、国民年金（第1号被保険者）の加入届をして下さい。マイナンバーカードまたは通知カード（お持ちでなければ年金手帳）と、今までの年金の喪失日がわかるものをお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙（はがきタイプ）をお渡ししますのでお申し出ください。） ・老齢福祉年金を受給されている方は、窓口へ届け出て下さい。 | |
| 高齢期移行者 医療費助成 | 何らかの健康保険に加入している65歳～69歳の方に医療費の自己負担額の一部を助成します。ただし、所得制限等があります。詳細は、ご相談ください。 | 介 護 医 療 係 （福祉医療） |

裏面へつづく

| 制 度 | 内 容 | 窓 口 |
|-------------------|--|--|
| 介 護 保 険 | 前住所地より引き続き介護保険サービスをご利用の方は、転入の日から14日以内に資格取得手続き及び認定申請手続きを行ってください。前住所地で転出時に交付された「 <u>受給資格証明書</u> 」をお持ちの方は、 <u>提出してください。</u> ※認定申請を行わずに介護保険サービスを利用した場合、全額自己負担となりますのでご注意ください。 被保険者証は、65歳以上の方に郵送します。(ただし、施設に入所される方は、施設の種類によって、前住所地の加入者になる場合があります。) | 介護医療係 (介護保険：資格等) ↓ あんしんすこやか係 (介護保険：認定) |
| 後期高齢者医療 | 満75歳以上の方、または65歳以上で一定の障害があり、認定を受けた方に後期高齢者被保険者証を自宅へ送付します。県外の他市町村から転入された方で、転出時に交付された「 <u>負担区分等証明書</u> 」をお持ちの方は提出してください。 | 介護医療係 (後期高齢者医療) |
| 敬老優待乗車証 | 満70歳以上の方に、市バス・市営地下鉄・市内民営バス等の優待乗車証を交付します。手続き後、概ね6週間後に住民登録地に郵送されます。 | 健康福祉課 (保健福祉課) |
| 障 害 者 福 祉 | ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・福祉乗車証など | 健康福祉課 (保健福祉課) |
| こども医療費助成 | 何らかの健康保険に加入し、中学3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)のお子様を扶養している方にお子様の医療費の自己負担金の一部を助成します。(0～2歳児は自己負担金の全額を助成します。) ※保険証と所得・課税証明書が必要です。詳細はご相談ください。 | 介護医療係 (福祉医療) |
| 重度(高齢重度)障害者医療費助成 | 何らかの健康保険に加入されている重度障害者の方(次のいずれかに該当する方)へ医療費の自己負担金の一部を助成します。(身体障害者手帳1、2級の方・重度の知的障害の方・身体障害者手帳3級で中度の知的障害との重複障害の方・身体障害者手帳3級の内部障害の方・精神障害者保健福祉手帳1級の方)ただし、所得制限があります。※保険証と所得・課税証明書が必要です。詳細はご相談ください。 | |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 何らかの健康保険に加入されている方で、母子家庭の母及び児童・父子家庭の父及び児童・父及び母のいない児童の医療費の自己負担金の一部を助成します。ただし、所得制限があります。※保険証と所得・課税証明書、ひとり親家庭等を証明する書類が必要です。詳細はご相談ください。 | |
| ・児童手当 | ・児童手当[中学校3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)] ※対象の子どもが転入される場合のほか、受給されている保護者のみが転入される場合も届出が必要です。前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に届出してください。郵送で手続き可能です。詳しくは神戸市の児童手当のホームページをご覧ください。 | こども家庭支援課 (保健福祉課) |
| ・児童扶養手当 | ・児童扶養手当[18歳到達年度の年度末まで(ただし、特別児童扶養手当受給児童は20歳まで)・所得制限あり] ※世帯の一部が転入される場合、世帯員すべてが転入される場合も届出が必要です。必要書類等はお問い合わせください。 | |
| 妊婦健康診査・産婦健康診査公費助成 | ・妊婦健康診査および産後の健康診査費用について公費助成を行っております。神戸市の受診券は <u>交付後の健康診査で使用できます。</u> 市民課で転入手続き後、こども保健係にお立ち寄りください。母子健康手帳、前自治体で交付された受診券をお持ちください。 ※転入日以降は前自治体の受診券は使用できません。 | |
| 予防接種券 | ・未接種の予防接種券を交付いたしますので、母子健康手帳をお持ちください。 | |
| 乳幼児健康診査 | ・4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施しています。対象の子どもが転入される場合は、市民課で転入手続き後、母子健康手帳を持ってこども保健係にお立ち寄りください。 | |
| 固定資産税 | 市内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は、テレビ電話により固定資産税課(新長田合同庁舎)までご相談ください。 | テレビ電話ブース (市税の窓口) |

手続きは転入される区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区 ☎ 841-4131 灘 区 ☎ 843-7001 中 央 区 ☎ 232-4411 兵 庫 区 ☎ 511-2111 北 区 ☎ 593-1111

長 田 区 ☎ 579-2311 須 磨 区 ☎ 731-4341 北 須 磨 支 所 ☎ 793-1212 垂 水 区 ☎ 708-5151 西 区 ☎ 929-0001